

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：火薬類取締法
根拠条項：第19条第4項
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 火薬類取締法第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請）、同第57条第2項（権限の委任） 火薬類取締法施行令第18条（権限の委任） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、同第8条（運搬の届出等の経由）
審査基準： 法令の定めに尽くされている。
標準処理期間： 1日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、火薬類の出発地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 火薬類の出発地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：